

電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案についての

パブリックコメント結果の概要

平成24年11月20日
産業構造審議会
情報経済分科会
ルール整備小委員会

○＜御意見の概要＞

●＜御意見に対する考え方＞

1. I-2-1 ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性

○ 利用規約の変更に当たっては、変更の内容のみならず、異議を述べれば変更後の内容に拘束されないということも告知しなければならないことを明記するべきではないか。

● 御意見については、今回の改訂にあたって十分な検討がなされていない。御意見を踏まえ、今後、裁判の動向や業界の取り組み等も注視しつつ、関係省庁とも協議しながら検討してまいりたい。

○ 2. (3)③について、変更がサービスの改良や新サービスの提供など利用者にもメリットがある場合だけでなく、サービスに不具合があり、停止する場合、ビジネス上の判断等で取りやめる場合がある。このような場合において、明示的な同意を求めるのではなく、黙示的同意と同様な手法により、「利用者が少なくともサイト利用規約に何らかの変更がなされる事実を認識しているであろうと認定できること、及び利用者に対して変更内容が適切に開示されていること」の程度で足りることとおかなければ、実際の実務として対応できない点を考慮されたい。

● 御意見で言及されている「サービスに不具合があり、停止する場合、ビジネス上の判断等で取りやめる場合」のサイト利用規約の変更につき、他の場合と区別してサイト利用規約への黙示の同意について特別な取扱いをすべきとすることは現時点では十分な根拠があるとは言えないが、御意見を踏まえ、今後、この点につき裁判の動向や電子商取引の実務を注視して、必要があれば改訂を検討してまいりたい。

なお、改訂案の2. (3)③に、サイト利用規約の変更への黙示の同意の成否を認定するにあたり考慮される可能性がある点として i)～iv) の要素が記載されているが、これらはあくまで考慮される要素にすぎず、列挙されている要素のいずれかが満たされていれば黙示の同意が必ず認められる訳ではない。

○ サイト利用規約が契約に組み入れるための要件として、2要件が提示されているが、

2要件だけでは不十分だと考える。利用規約が重要な契約条件の一部であるならば、消費者にとって分かり易い表記方法(字の大きさや平易な表現等)であることが必要である。特に消費者にとってデメリットとなる、返品不可規約などは、より分かり易い表示方法が望まれる。

- 改訂案の2.(2)③では、サイト利用規約についてもインターネット上の取引以外の消費者契約と同じく消費者契約法第3条第1項の説明義務と同第4条第2項の契約申し込みの意思表示の取消権が適用されることを挙げている。

2. I-3-1 なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属

- なりすましによる行為の効力は、本人確認の方式について事前合意がない場合は、本人に効果は帰属しないので、本人と事業者との間で契約は成立しないとの考えは当然である。また、事前合意がない場合でも契約が成立する場合として、民法の表見代理の規定を安易に類推適用することは避けるべきである。

一方、本人確認の方式の事前合意があっても、なりすまされた本人の利益が大きく損なわれる内容の事前合意は無効となり、事前合意がない場合と同様に判断されるという考えに基本的には賛成である。ただし、無効となる例として、「事業者からID・パスワードが漏えいした事案の場合」と限定的に示すべきではないと考える。

- 表見代理の類推適用の適否については、ご指摘のとおり議論がありうるどころと考えており、裁判の動向等も注視しつつ、関係省庁とも協議しながら検討を継続して参りたい。なお、事前合意が無効となる例である「事業者からID・パスワードが漏えいした事案の場合」は、限定的な列挙ではない。

3. I-3-2 なりすましによるインターネット・バンキングの利用

- 論点が、銀行が預金者に対し免責されるか、免責されないかについてのみであり、預金者の過失・無過失についても論じられるべきではないか。

- 銀行の払戻し等について、預金者の過失の有無を問題とせずに、銀行の無過失だけで銀行の免責を認める考え方をとることは確定した判例となっており、インターネット・バンキングにおいても、下級審判例は、預金者の過失を問題とせずに銀行の免責の可否を判断している。なお、債権者(預金者)側の過失を要件とすべきか否かについては、民法債権法改正作業においても議論がなされている。

- 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下「預金者保護法」)の趣旨を反映させた論考を中心に行うべきではないか。

- インターネットバンキングにおいて、預金者保護法に相当するものが未だ立法されていない状況で、それと同等の効果を認めるような解釈を示すことは慎重な検討が必要である。今後の法改正、判例の状況も踏まえつつ、ご指摘の趣旨を今後の改訂作業の中で検討してまいりたい。

4. I-9 共同購入クーポンをめぐる法律問題について

- 共同購入クーポンを利用した継続的役務は、中途解約が非常に困難であり、他の会員との公平性が担保されない。共同購入クーポンが、継続的役務(英会話レッスンチケット等)にはそぐわない旨を、準則内にも記載してほしい。
- 今回の改訂では、共同購入クーポンサービスの法的性質の分析に主眼を置いて議論を進めたものであり、ご指摘のような個別のクーポン態様における対応については、取引実態の調査及び理論的な整理を十分に行う必要があり、行政、裁判の動向や業界の取り組み等も注視しつつ、今後の検討課題としてまいりたい。

- 2. (3)の消費者契約法第8条第1項第1号の「消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項に該当し、無効となる可能性があり」の記載は、消費生活相談の現場として心強い。
- 貴重な御意見として、今後の参考とさせていただきたい。

- 景品表示法の、有利誤認と、優良誤認のほかに、おとり広告に関する加筆をお願いしたい。
- 共同購入クーポンにおける景品表示法の取扱いに関し、有利誤認と、優良誤認については、消費者庁から考え方が示されているが、おとり広告については、行政の見解等が明確にされておらず慎重な検討が必要であり、直ちに準則で記述することは妥当でない。今後、行政、裁判の動向や業界の取り組み等も注視しつつ、引き続き検討してまいりたい。

- 「共同購入クーポンをめぐる法律問題について」の論点において、加盟店、クーポンサイト運営事業者の法的責任の観点として、約束された契約内容が予約が一杯で履行できない等の問題がある場合は瑕疵のある権利として民法上の考え方を、また、クーポンが特定商取引法上の特定継続的役務取引、指定権利と考えられる場合、返品等の観点から特定商取引法上の考え方を、それぞれ加筆していただきたい。
- 今回の改訂では、共同購入クーポンサービスの法的性質の分析に主眼を置いて検討を行ったものである。そのため、加盟店、クーポンサイト運営事業者、クーポン購入者がどのような法的責任を負うかは、取引実態の調査及び理論的な整理を十分に行った上で、さらに検討を行う必要があると考えている。御意見も踏まえ、今後検討してまいりたい。

- 共同購入クーポンサービスの法的性質については、現段階ではまだあくまで試論の段階である。本準則改訂案においても法的構成として①債権譲渡、②販売インフラ提供、③広告及び集金代行、の典型的な事例を想定して分析している。

同分析は、法律専門雑誌等での議論や、論文として検討を深めることは問題ないと考えられるが、事業者や法曹界に対して判断の際の一定の拘束力を持ちうる行政が出す文書に提示することは、法的構成が定まっていない取引形態に対して、一定の予

断を与えることとなりかねないため、現時点で取り上げることは適当でないと考えられる。

- 本準則は、あくまで経済産業省が法律の解釈についての一つの考え方を提示するものにすぎず、これによって事業者が法的に拘束されるというものではない。

5. Ⅲ-1 ライセンス契約の成立とユーザーの返品等の可否

- Ⅲ-1-3の【論点】に記載されている(例)が消費者が店頭で代金を支払って購入するいわゆる店舗販売であることから、特商法の適用外と考えられる。にもかかわらず、訪問販売等の適用を受ける場合の取消しを(3)③で例示されており、誤解をなくするために、「特定商取引法の訪問販売等の取引類型において消費者が購入した場合」と明示すべき。

- 特商法11条においてプログラムの販売については、当該プログラムを利用するために必要なパソコン環境等について記載することになっているため、Ⅲ-1-3、2.(4)にて、「特定商取引法に規定する通信販売の方法でパッケージ・ソフトウェアを販売する場合に販売業者は、特定商取引法第11条5号で規定する省令第8条第6号に規定する「磁気的方法又は光学的方法によりプログラムを記録した物を販売等する場合には、当該商品等を利用するために必要な電子計算機の仕様及びその性能その他の必要な条件」を当該通信販売の広告に表示する義務が課せられている。」との記述を追加されたい。

- ご意見を踏まえて修正した。

6. Ⅱ-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供

- 不正アクセス禁止法の改正を反映していただきたい。
- ご意見を踏まえて修正した。

7. Ⅲ-5 ベンダーが負うプログラムの担保責任

- プログラムの瑕疵について、瑕疵担保責任を問える場合と債務不履行責任を問える場合があることを念頭に置いているように読めるが、そうであれば、瑕疵担保責任の期間のみを意味しているかのような「担保責任期間」という表現は不適切なのではないか。例えば、小見出しにあるように、「責任を問える期間」とする方が正確なのではないか。

- 1.(3)①の「瑕疵に該当するバグを発見した時から1年」について、売買と請負とをひとまとめにして記載しているが、請負の場合は、引渡しを受けた時からではないのか(民法第637条第1項)。

- 1.(3)①の「解除に基づく原状回復請求権の履行不能による責任は、解除の時から10年(原則)ないし5年(商事債務の場合。)」との記載は、正確には、「解除によって原状回復義務の履行を請求し得る時から」となると思われるが、このような要約でよいのか。

- ご意見を踏まえ修正した。

- ユーザーが消費者である場合にも、公序良俗違反によって特約が無効と解されることは妨げられないので、1. (3)の「②ユーザーが消費者でない場合」の例として掲げるのはどうか。
- ご意見を踏まえ、1. (3)の①ユーザーが消費者である場合と②ユーザーが消費者でない場合の両方に、「公序良俗に違反するなどとして特約が無効と解される可能性がある」旨を追記し、例を削除した。

- 2. (3)の「原状回復義務の履行を請求し得る時」が常に「解除の時」に一致すると言い切れるだろうか。
- ご意見を踏まえ、2. (3)の「解除の時から」を「通常は解除の時から」に修正した。

- 1. (3)②に商人間の売買には商法第526が適用され、瑕疵担保責任の存続期間は引渡しから6か月であるという趣旨の記載があるが、同条は瑕疵担保責任の存続期間を定めたものではなく、瑕疵を発見した場合にそれを売主に通知すべき期間を定めたものである。すなわち、引渡し時に直ちに発見することができない瑕疵については、6か月以内に発見して発見後直ちに通知しなければ、権利行使することができない(失権する)ということを明らかにするものである。通知をすれば失権しないが、その場合の瑕疵担保責任の存続期間は民法の原則に戻り、同法第566条第3項により、瑕疵を発見したときから1年間になる(江頭憲治郎「商取引法」第5版30頁, 32頁)。したがって、商人間の売買については、瑕疵担保責任の存続期間は引渡しから6か月であるというのは不正確であるように思われる。
- ご指摘を踏まえ、1. (3)②の商法の規定について、「買主は、目的物を受領したときに遅滞なく検査をして、瑕疵があることを発見したときは、直ちに売主にその旨を通知しなければ、売主の瑕疵担保責任を追及できない。検査をしても直ちに発見することのできない瑕疵について、引渡し後6か月以内に発見した場合にも直ちにその瑕疵を売主に通知しなければ、瑕疵担保責任を追及できない。瑕疵を通知した後は、民法と同じルールが適用される。他方、引渡し後6か月を経過してから発見した瑕疵については、そもそも瑕疵担保責任を追及できない引渡しから6か月(商法第526条)となる。」との記述を追記した。

以上